

シンガポールの知的財産法

遠藤 誠¹

I はじめに

現在シンガポール共和国のある地域は、もともとは漁村であったが、1819年に英国人トーマス＝ラッフルズが上陸し、商館を建設した。1824年に正式に英国の植民地となった後は、中継貿易の拠点として急速に発展を続けた。第2次世界大戦中に日本により占領されたが、終戦後は再び英国の植民地となり、1959年には、英国から、シンガポール自治州となることを認められた。1963年にマレーシア連邦の一州となったが、1965年にマレーシア連邦から独立し、英連邦内の共和国となった²。

現在のシンガポール共和国（以下「シンガポール」という）は、自由貿易体制の維持及び強化を推進しており、ASEANのリーダー的立場にある。シンガポールは、ヒト・モノ・カネ・情報のハブとなるべく、高付加価値製造業、金融、情報通信、生命医学等の分野における外資による拠点設立を促すため、各種の優遇措置を用意している。

シンガポールは、長く英国の植民地であったことから、英国法³の法体系を多く導入し、いわゆる判例法主義の法体系を採用した。しかし、知的財産法の分野における重要な法令（例えば、特許法、登録意匠法、商標法、著作権法等）は全て成文法で規定されている。即ち、シンガポールが判例法主義の法体系を採用しているといっても、裁判において拠り所となる「法源」には、判例だけではなく、制定された法令も含まれる。なお、シンガポールが独立国家となった後は、英国の裁判所の判決は、シンガポールの裁判所に対し拘束力を有しないものの、依然として、説得力のある根拠として、事実上の大きな影響力を有している。

以下、シンガポールの知的財産法の概要と特徴について紹介する⁴。

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 本稿におけるシンガポールの歴史については、『データブック オブ・ザ・ワールド 2017年版』（二宮書店、2017年）197～198頁を参照した。

³ 本稿において「英国法」とは、「イングランド及びウエールズ」の法体系を指す。

⁴ 本稿の執筆にあたっては、主に以下の文献を参照した。

①ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「シンガポール」の「制度ガイド」及び「侵害ガイド」

https://www.jpo.go.jp/index/kokusai_doukou/iprsupport/miniguide/index.html

②木村剛大著「シンガポール知的財産法への招待」（『特許懇 No.275』（特許庁技術懇話会、2014年）所収）

II 知的財産法全般

1 概要

シンガポールにおいては、特許法、登録意匠法、商標法、著作権法、集積回路配置設計法、植物品種保護法等の基本的な知的財産法制度が整備されている。シンガポールが、英国法の影響により、判例法主義の国であるといっても、知的財産法の分野では、基本的に、成文法が存在しており、ほとんどの問題は成文法の規定の解釈に関わっている（但し、シンガポールは、英国法由来の各知的財産法について、シンガポール独自の変更を多数加えている）。また、営業秘密侵害及び詐称通用等の問題については、成文法の明文規定は無いが、判例法により妥当な解決が図られている。

シンガポールの知的財産法制度の中心的機関である「シンガポール知的財産庁」(Intellectual Property Office of Singapore, IPOS) は、特許及び商標の審査等の知的財産権に関する各種サービス等を行う政府機関である。

シンガポールは、知的財産権に関する多くの国際条約にも加盟している。例えば、WTO 協定、WIPO 設立条約、工業所有権の保護に関するパリ条約、特許協力条約 (PCT)、意匠の国際登録に関するハーグ協定、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、植物新品種の保護に関する国際条約 (UPOV 条約)、微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約等である。

2 IP (知財) ハブ及び外資誘致のための政策

シンガポールは、近年、IP (知財) ハブとなることを目指し、マスタープランが策定され、さまざまな制度改革を実施してきている。具体的には、シンガポールが、①知財取引・管理のハブ、②知財出願のハブ、③知財紛争解決のハブになることが目標とされている。そのために、例えば、熟練した知財専門家の大幅増員、知財仲介業者の誘致、高品質・迅速・安価な特許調査・審査体制の確立、他国の知財当局との国際的連携の構築、裁判所及び仲裁機関の充実強化等の方策が実施されつつある。

また、シンガポールは、外資誘致のためのさまざまな政策を導入している。その中で知財に関連するものを挙げると、以下のものがある。

(1) シンガポール発展のため貢献する新たな産業・技術等をもたらすべく特定の製品製造・サービス提供を行い、経済開発庁 (EDB) からパイオニア・ステータスの認定を受けた企業は、最長 15 年間にわたり法人税 (シンガポールの法人税の税率は 17% である) が免除される (Pioneer Incentive)。法令上、パイオニア・ステータスの認定についての明確な要件は定められておらず、EDB の裁量によりパイオニア・ステータスの認定が決定される。

(2) シンガポールで統括事業 (経営・知財・人事・物流の管理、事業戦略の計画立案、事務代行、財務に関するアドバイス、研究開発等) を行う企業は、経済開発庁 (EDB) から地

域統括本部特典 (Regional Headquarters Award, RHQ) の認定を受けた場合、優遇措置が認められる。要件は、① 1年目終了までに 20 万シンガポールドル以上まで、3年目終了までに 50 万シンガポールドル以上まで、資本金を増加すること、② 優遇期間を通じて、国家 2 級技能資格以上の資格又は学歴を有するスタッフが 75%以上を占めること、③ 3年目終了までに、(i) 3 種類以上の統括事業を提供すること、(ii) 3 カ国以上の外国に統括事業を提供すること、(iii) ディプロマ以上の資格又は学歴を有する専門家を 10 人以上新たに雇用すること、(iv) 上位 5 人の年間平均報酬を 10 万シンガポールドル以上とすること、(v) 事業支出を増加させること (年間 200 万シンガポールドル以上、累計 300 万シンガポールドル以上) の条件を満たすこと、である。優遇措置の内容は、3 年間、適格所得 (オフショアマネジメント所得、オフショア貿易所得、ロイヤルティ所得等) の前年比増加分につき 15% の軽減税率が適用されること (前記の要件を全て満たした場合、さらに 2 年間の延長が可能) である。

(3) RHQ よりもさらに厳しい要件の下にさらなる優遇措置を与える国際統括本部特典 (International Headquarters Award, IHQ) の制度もある。法令上、明確な要件は定められていないが、RHQ よりもかなり大きな規模の企業であることが想定されている。優遇措置の内容は、5% 又は 10% の軽減税率が適用され、経済開発庁 (EDB) との協議により決定される。

(4) 企業が生産性向上・技術革新を推進・奨励するため、「特定の活動」に係る支出の経費控除 (損金算入) を認める優遇措置がある (Productivity and Innovation Credit, PIC)。なお、この制度は、2018 賦課年度をもって終了する予定である。ここにいう「特定の活動」には、① IT 及び自動化装置の購入又はリース、② 従業員の教育・研修、③ 事業に使用される知的財産権の取得又はライセンス、④ 特許・商標・意匠・植物新品種の登録、⑤ 新製品及び工業デザインの開発、⑥ 研究開発の 6 分野がある。上記のうち、「IT 及び自動化装置」並びに「知的財産権」については、最低保有期間が定められており、最低保有期間を満たさなかった場合は、取戻し課税が行われる可能性がある。他の要件として、3 人以上のローカルスタッフを雇用していること、シンガポールで事業を行っている企業であることも必要である。優遇措置には、「経費控除」と「補助金還付」(Cash Payout) の 2 種類があり、会社は、いずれかを選択することができる。「経費控除」は、前記「特定の活動」の 1 分野あたり、40 万シンガポールドルを限度額として 400% の経費控除が認められる制度である (賦課年度間において、限度額を合計してプールすることも認められている)。40 万シンガポールドルを超えた場合、その超過額は通常ルールにより経費控除することができる。「補助金還付」は、支出額の 60% につき補助金が受けられるという制度である。

(5) 研究開発に対する優遇措置 (Research Incentive Scheme for companies) として、経済開発庁 (EDB) から認定されたプロジェクトの実施により生じた研究開発費の一部につき、助成金が支給される制度がある。プロジェクトの要件は、(i) 競争力強化のために重要であり、研究開発によりシンガポール経済に顕著な利益をもたらすものであること、(ii)

特定の期間において、研究開発支出が顕著に増加していること、(iii) 相当数の研究者及びエンジニアの雇用を促進すること、(iv) 申請時点で未着手のものであることである。

Ⅲ 特許

1 概要

特許権は、特許法に基づき付与される「物」又は「方法」に関する発明に対する権利である。

特許権が付与されるためには、不特許事由に該当しないことのほか、新規性、進歩性、産業上利用可能性が必要である。特許権者は、特許権の存続期間中、発明を実施する排他的権利を有し、譲渡、実施許諾等を行うことができる。特許の存続期間は、出願日から 20 年である。

シンガポールでは、2014 年 2 月 14 日に改正特許法が施行された（以下「2014 年特許法改正」という）。但し、2014 年特許法改正は、2014 年 2 月 14 日以降の出願に対して適用される。2014 年 2 月 14 日より前の出願に対しては、改正前の特許法が適用される。

2 出願及び審査

シンガポールの特許法は、先願主義を採用している。

出願書類は、シンガポール知的財産庁の特許登録局に提出する。従来、シンガポール特許登録局は、特許審査等を諸外国の特許庁に委託していたが、2014 年特許法改正により、シンガポール知的財産庁の特許登録局においても独自に特許要件を審査することとなった。

シンガポール内に住所又は居所を有しない外国出願人は、代理人を選任して特許出願手続を委託しなければならない。出願言語は、英語である。

出願日又は優先日から 18 か月経過後、出願内容が公開される。出願人は、早期公開を請求することもできる。

シンガポールでは、①通常実体審査請求、及び②修正実体審査請求という 2 種類の審査請求制度が採用されている。「通常実体審査」とは、シンガポール知的財産庁の特許登録局が独自に新規性、進歩性、産業上利用可能性等の特許要件を審査する制度である。これに対し、「修正実体審査」とは、対応する外国出願がされた外国特許庁の審査結果や、特許性に関する国際予備審査報告を提出することにより、対応する外国出願のクレームと合致するシンガポール出願のクレームに対し、実体審査を行わずに特許権を付与するという制度である。

しかし、「修正実体審査」の制度には、従来、①外国出願の審査結果が否定的な場合であってもシンガポール出願に特許権が付与されることがあること、及び②シンガポール出願についてシンガポール特許法に反する発明に特許権が付与されることがあることという問題が存在していた。そこで、2014 年特許法改正により、「修正実体審査」の制度においては、外国出願の審査結果が肯定的な場合にのみ、シンガポール出願に特許権が付与されること

とされた。

さらに、2014年特許法改正により、外国出願の審査結果が肯定的な場合においても、シンガポール知的財産庁の特許登録局が、シンガポール特許法の固有の要件について審査するという「補充審査制度」が導入された。「補充審査」の請求は、出願日又は優先日から54か月以内に行わなければならない。「補充審査」の請求の費用は、無料である。「補充審査」においては、新規性、進歩性、産業上利用可能性の有無についての審査は行われず、外国出願においては審査されなかったシンガポール特許法の固有の要件（例えば、シンガポールの公序良俗に反しないか否か等）について審査される。

なお、日本の特許庁とシンガポール知的財産庁は、2009年7月1日から、日本シンガポール特許審査ハイウェイ試行プログラムを実施している。これにより、一定の要件を満たす日本での特許出願の出願人は、所定の書類及び費用をシンガポール知的財産庁に提出・納付することにより、日本特許庁の審査結果に基づいてシンガポール知的財産庁での優先審査を受けることができるようになった。

3 登録

特許が登録されるためには、不特許事由に該当してはならない。不特許事由には、①公序良俗に反するおそれがある発明、②人体・動物の治療・処置の方法、③科学的理論及び数学的方法、④精神的活動又は遊戯を行うための規則又は方法、④コンピュータ・プログラム等がある。

特許が登録されるための要件としての「新規性」とは、「出願日又は優先日前に、書面又は口頭による説明、使用により、シンガポール又は世界のいずれかの場所において公衆に利用可能となった従来技術を構成しないこと」を意味し、いわゆる「絶対的新規性」が採用されている。新規性喪失の例外としては、①出願日又は優先日前12か月以内に、特許を受ける権利を有する者の意に反して発明が公表された場合、②出願日又は優先日前12か月以内に、国際博覧会に出品して発明が公表された場合、③出願日又は優先日前12か月以内に、特許を受ける権利を有する者により、学会における発表で発明が公表された場合が挙げられる。

登録官の決定に対して不服がある者は、高等裁判所に不服申立てを行うことができる。

特許権は、登録日から発生する。特許権の存続期間は、出願日から20年である。

4 侵害

特許権者の許諾なく、特許権の有効期間中に、シンガポール国内で、特許実施行為を行った者は、特許権侵害の責任を負わなければならない。特許権者は、侵害者に対し、侵害行為の差止、侵害品の引渡・廃棄、損害賠償、不当利得の返還等の責任を追求することができる。

シンガポール特許法によると、特許権の保護範囲は、明細書のクレームにおいて特定され、明細書の記載及び図面によって解釈され、決定されることとされている。クレーム解釈は、

形式的な文言解釈ではなく、当業者の観点から文言の意味を実質的に探究する目的的解释が採られている。シンガポールでは、均等論は採用されていない。

IV 意匠

1 概要

シンガポールでは、登録意匠法が制定されている。改正法が 2005 年 7 月 31 日より施行されている。

意匠とは、「工業的方法により物品に適用される形状、輪郭、模様又は装飾の特徴」である。但し、物品の形状又は輪郭の特徴であっても、当該物品が果たす機能のみにより決定付けられるものは、意匠の定義には含まれない。また、彫刻、壁用飾り額、カレンダー、名刺、文学的又は芸術的な印刷物、公序良俗に反するもの、コンピュータ・プログラム等は、意匠登録を受けることができない。シンガポールでは、部分意匠制度は採用されていない。

2 出願及び登録

意匠出願は、一つの物品又は組物について行う必要があるが、一出願に複数の意匠を含めることも可能である。

出願公開制度は採用されていない。

意匠出願に対しては、原則として、方式審査のみが行われ、新規性等の実体審査は行われず、意匠出願は方式要件さえ満たしていれば、意匠登録を受けることができる（具体的には、意匠登録簿への登録、意匠権者への意匠登録証の発行、意匠公報における公告）。但し、不登録事由に該当することが明らかな場合には、審査官は出願を拒絶することができる。

意匠は新規性を有することが必要であり、出願日又は優先日前にシンガポール又は外国において公然知られた意匠は新規性を有しない。即ち、新規性については、いわゆる「絶対的新規性」が採用されている。但し、国際博覧会に意匠を出展したものの、当該博覧会の閉会日から 6 か月以内に出願した場合は、新規性喪失の例外に該当し、新規性を喪失しない。

意匠権の最初の存続期間は、出願日から 5 年であるが、その後、5 年ごとに 2 回更新することができるため、合計すると出願日から最長 15 年となる。

登録意匠が取消事由に該当する場合（意匠登録が新規性等の登録要件を満たしていない場合、又は他の理由により出願が拒絶されるべきであった場合）には、登録官又は高等裁判所に対し、取消請求を行うことができる。

3 侵害

侵害が成立するか否かの判断順序は、以下のとおりである。①登録意匠の本質的特徴は何かの評価・特定（出願書類における新規性に関する記載、先行意匠、機能性等の諸事情を考慮する）。②登録意匠と被疑侵害製品の比較・判断（両者を視覚的に比較し、被疑侵害製品

が、登録意匠の本質的特徴を取り入れているか否かを判断する。比較方法は、両意匠の対比的観察方法だけでなく、時・場所を異にした離隔的観察方法をも用いる。

意匠権者の許諾なく、意匠権の有効期間中に、シンガポール国内で、意匠実施行為を行った者は、意匠権侵害の責任を負わなければならない。意匠権者は、侵害者に対し、侵害行為の差止、侵害品の引渡・廃棄、損害賠償、不当利得の返還等の責任を追求することができる。

シンガポールでは、商標権侵害・著作権侵害の場合は、法定損害賠償・追加的損害賠償が認められているが、意匠権侵害の場合は、法定損害賠償・追加的損害賠償は認められていない。

V 商標

1 概要

シンガポールでは、商標法が制定されている。改正法が2007年7月2日より施行されている。

商標とは、図形的に表現でき、取引過程において自己の商品又は役務を他人の商品又は役務と識別することができる一切の標章である。「視覚的に認識できること」という要件はなく、文字、ラベル、色彩、包装の態様又はこれらの組み合わせだけでなく、音、香り、味のように、視覚的に認識できないものでも、商標登録が可能である。立体商標、証明商標及び団体商標も認められている。

2 出願及び登録

シンガポールでは、商標出願に対して、「先願主義」及び「一出願多区分制」が採用されている。商標出願に対しては、方式審査及び実体審査が行われる。

シンガポールは「標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書」に加盟しているため、マドプロ出願によりシンガポールでの商標登録を受けることができる。

商標が登録されるためには、不登録事由に該当してはならない。不登録事由には、「絶対的不登録事由」と「相対的不登録事由」がある。絶対的不登録事由には、①他の商品又は役務から識別することができないこと、②記述的標章のみからなること、③商品自体の性質から生じる形状のみからなること、④道徳に反し又は公衆を欺罔するおそれがあること、⑤シンガポールにおいて法律で使用が禁止されていること、⑥国旗・記章又はこれらのデザインからなること、⑦悪意又は不正の目的をもってなされた出願であること等がある。相対的不登録事由には、①同一又は類似の商品・役務について、他人の登録商標と同一又は類似していること、②同一又は類似の商品・役務について、他人の周知商標と同一又は類似しており、誤認混同を生じるおそれがあること等がある。

出願公開制度は採用されていない。また、商標出願は全件審査されるため、審査請求制度は無い。

商標出願時には、商標を実際に使用している必要は無いが、①商標が取引に使用されていること、又は②商標を使用する誠実な意図を有することを示す必要がある。

審査官が、方式要件又は実体要件を満たしていないと判断した場合、拒絶理由通知が送付される。これに対し出願人が通知日から4か月（延長可能）以内に応答せず、又は拒絶理由を解消できなかった場合、当該商標出願は拒絶される。拒絶決定に対し、出願人は、高等裁判所に対して不服申立てを行うことができる。

審査官が、方式要件及び実体要件を満たしていると判断した場合、出願は公告される。出願公告日から2か月間（延長可能）、誰からも登録官に異議申立てが行われず、又は異議申立てに理由が無いと判断・決定された場合、商標登録が認められ、出願人に商標登録証が発行される。

商標権の存続期間は、出願日から10年であり、以後10年ごとに何回でも更新することができる。

登録商標が、指定商品又は役務について5年以上使用されていないときは、第三者の請求により、当該登録商標は取り消される可能性がある。

3 周知商標

商標は、商標登録を受けることにより、当該商標を使用する排他的権利が付与され、商標法に従って商標権侵害の救済を得ることができる。しかし、周知商標については、商標登録を受けなくても、商標法の定める救済を得ることができる。

周知商標といえるか否かの判断にあたっての考慮要素としては、①シンガポールの関連分野における公衆の、当該商標に対する認知度、②当該商標の使用・宣伝の期間及び地理的範囲、③当該商標に関する権利行使の記録等が挙げられる。シンガポールで当該商標を使用した営業を行っていない場合であっても、上記の考慮要素を判断した結果、周知商標といえる場合はあり得る。この点で、後述するパッシング・オフの場合とは異なる。

4 侵害

商標権者の許諾なく、商標権の有効期間中に、シンガポール国内で、商標実施行為を行った者は、商標権侵害の責任を負わなければならない。商標権者は、侵害者に対し、侵害行為の差止、侵害品の引渡・廃棄、損害賠償、不当利得の返還等の責任を追求することができる。

また、法定損害賠償・追加的損害賠償の請求も認められている。法定損害賠償額は、商標が使用された商品又はサービスの種類ごとに、10万シンガポールドル以下であり、上限は100万シンガポールドルである。また、原告が100万シンガポールドルを超える損害を被ったことを立証できた場合は、別途裁量により損害賠償が認められる。

VI 著作権

1 概要

著作権の保護は、著作権法において規定されている。シンガポールはベルヌ条約の加盟国であるため、日本を含む加盟国の著作物の著作権はシンガポールでも保護される。

2 著作物

著作物の種類としては、言語、演劇、音楽又は美術の著作物がある。言語著作物には、編集物及びコンピュータ・プログラムが含まれる。

著作物は、創作性のあるものであること（即ち、著作者により独立して作成され、かつ、最小限の創造性を有すること）が必要である。

3 著作権

シンガポールでは、著作権による保護を受けるためには、著作物が書面その他の有形媒体に固定されている必要がある。

著作権の種類としては、①複製権、②譲渡権、③貸与権、④公衆の利用に供する権利、⑤上演・演奏権、⑥放送権、⑦翻案権等がある。

また、コンピュータ・プログラム等を除き、著作者人格権の一種として、著作者として氏名を表示される権利も認められる。著作者人格権を譲渡することはできない。

4 無方式主義

シンガポールでも、日本と同様、著作権は著作物を創作した時点で自動的に発生し、著作権の発生にはとくに出願・登録等の方式を要しないという「無方式主義」が採られている。そこで、著作権の所有を裏付ける証拠として、著作物の創作プロセスの記録等を保存しておくことが重要といえる。

5 著作権の保護期間

著作権の保護期間は、著作物の種類により異なる。

言語・音楽・舞踏・美術著作物については、著作者の生存期間中及び死後 70 年間、保護される。また、録音・映画著作物については、最初の出版年の経過後 70 年間、音声放送及び有線番組については、最初の放送年の経過後 50 年間、保護される。

6 侵害

著作権者の許諾なく、著作権の有効期間中に、シンガポール国内で、著作権使用行為を行った者は、著作権侵害の責任を負わなければならない。著作権者は、侵害者に対し、侵害行為の差止、侵害品の引渡・廃棄、損害賠償、不当利得の返還等の責任を追求することができる。

また、法定損害賠償・追加的損害賠償の請求も認められている。法定損害賠償額は、著作権が使用された著作物ごとに、1万シンガポールドル以下であり、上限は20万シンガポールドルである。また、原告が20万シンガポールドルを超える損害を被ったことを立証できた場合は、別途裁量により損害賠償が認められる。

Ⅶ 営業秘密

シンガポールには、日本の「不正競争防止法」に相当する独立した制定法は存在せず、営業秘密侵害行為に関する制定法は無い。

しかし、シンガポールにおいても、裁判所により、個別具体的事案ごとに、判例法に基づく営業秘密保護が認められている。

営業秘密として保護される情報の要件として、①その情報が一般に知られておらず、秘密であること、②その情報に商業的価値が具備されていること、③情報につき秘密保持措置が執られていること、④その情報が、明示又は黙示の信任義務を含意する状況の下で伝達されていたことが挙げられる。

Ⅷ 詐称通用（パッシング・オフ）

「詐称通用」(passing off)とは、自分の商品が、すでに確立したのれんをもつ他業者の商品であるかのような印象を消費者に与えることになる取引行為のことである。「のれん」は、コモン・ロー諸国では、一般に、「グッド・ウィル」(good will)と呼ばれる。詐称通用は、コモン・ローの法制度を採る諸国において、不法行為の一種として認められている概念である。シンガポールにおいても、英国法の影響から、詐称通用の概念が判例法上認められている。日本法には無い概念であるため、日本の法律に慣れ親しんでいる者にとっては、分かりにくく、日本の法制度にはぴったりと当てはまる法律用語が無い。商標、商号、ドメインネーム等の法制度は、詐称通用の適用範囲に含まれ得るが、適用範囲は必ずしも一致しない。

詐称通用の主張をするためには、商標登録をしている必要はない。即ち、シンガポールで商標登録をしていなくても、シンガポールにおける先使用、名声、周知性等があれば、詐称通用を理由に、不正使用からの保護を受けられる可能性がある。今日、詐称通用は、被告の営業行為が原告の営業行為であると公衆に誤認されるような場合一般に広く認められている。

詐称通用の要件は、①原告の商品又は役務が、市場でグッド・ウィル又は名声を得ており、一定の識別性のある特徴によって知られていること、②被告が提供する商品又は役務を原告の商品又は役務であると公衆に誤認させ、又は誤認させるおそれのある、被告による不実表示(意図的なものか否かを問わない)があること、③被告の不実表示から生じた誤認によ

って原告が損害を被ったか、又は被るおそれがあること、である。

英国の判例法上、「グッド・ウィル」とは、「長年にわたり正業により築き上げられ、又は多大な出費により獲得された企業の信用及び取引関係の有利な地位の総体」であるとか、「その業者の供給する商品・役務の品質及び名声から生じる顧客吸引力」であるといわれている。シンガポールでも、英国の判例法と同じ考え方が採られている。

なお、シンガポールで営業を行っていない場合は、たとえ外国で有名であったとしても、シンガポールでグッド・ウィルを有しているとはいえない。そのため、このような場合は、パッシング・オフではなく、前述した周知商標に基づく保護を検討した方がよいといえる。

Ⅹ エンフォースメント

1 民事訴訟

シンガポールの訴訟制度は、英国の訴訟制度に基づいて形成されている。

知的財産権侵害を理由に民事訴訟を提起する場合、法的救済手段として、差止命令、損害賠償、不当利得返還等があり得る。

民事訴訟を提起する場合、暫定的救済手段を利用することも考えられる（表1を参照）。但し、英米法独特の概念が多く、日本の法律に慣れ親しんでいる者にとっては、理解が難しい面がある。

表1：シンガポールにおける暫定的救済手段

用語	定義
アントン・ピラー命令	被告に対して事前通知せずに一方的に裁判所から出される命令。被告敷地内への立入り、特定の物品や文書の捜索・検査等を認めるように要求する。英国における著作権侵害及び秘密漏洩事件である Anton Piller KG v. Manufacturing Processes (1976) が先例となっている。
マレーヴァ差止命令	被告資産を凍結し、損害賠償の支払いを受けるために資産を差し押さえること。

シンガポールの弁護士にもさまざまな者がおり、法律事務所にもさまざまところがあるが、主な取扱い業務の内容、費用（タイムチャージ、着手金・報酬制、定額制等）、コンフリクト（利益相反）の有無、過去の類似事件の取扱い実績等をよく確認してから依頼する必要がある。

2 刑事訴訟

商標権及び著作権の侵害行為等に対しては、犯罪として刑罰が科される可能性がある。

知的財産権侵害に係る犯罪者の刑事責任を追及しようとする者は、治安判事から捜索令

状を得て、搜索、押収等を行い、また、治安判事に召喚状発行を請求して、私訴を行う。

3 税関による水際取締り

シンガポールにおいては、とくに中国で製造された知的財産権侵害物品の流通が多い。シンガポール税関は、輸入管理業務において、模倣品及び海賊版等の商標権及び著作権の侵害行為に対しては、知的財産権侵害物品の調査・摘発を行うことができる。これに対し、特許権及び意匠権の侵害行為は、税関による水際取締りの対象とはされていない。

知的財産権保有者は、税関に通知をすることにより、知的財産権侵害物品の輸入を差し止めるよう要求することができる。税関から知的財産権保有者に対し、真贋鑑定等の協力を求められることが多いので、知的財産権保有者としては、迅速に対応する必要がある。

X おわりに

以上、シンガポールの知的財産法制度の概要を紹介したが、重要な貿易・投資の相手国であるシンガポールにおける知的財産権保護の問題は、日本企業にとって極めて重要である。ところが、シンガポールの知的財産法については、米国・EU・中国の知的財産法に比べ、日本語による情報が非常に少ないのが現状である。①シンガポールは、アジア市場へのゲートウェイであり、国際ビジネスを活発に行っているグローバル企業が少なくないこと、②シンガポールで知的財産権侵害対策をとることにより、中国で製造された模倣品・海賊版等の知的財産権侵害物品の流通を抑止する効果も期待できること等をも合わせ考えると、今後も、シンガポールの知的財産法の動向については引き続き注目していく必要性が高いと思われる。

※ 初出：『特許ニュース No.14529』（経済産業調査会、2017年、原題は「世界の知的財産法 第17回 シンガポール」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。